

第1回公契約条例検討委員会 次 第

令和2年4月27日（月）
午後1時30分～3時30分
第一庁舎 5 階 会議室 151

1 開 会

2 財政部長あいさつ

3 自己紹介

4 委員長選出・職務代理指名

5 議 事

- (1) 公契約条例について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 他都市における公契約条例の制定状況・・・・・・・・資料2、3、別冊
- (3) 長野市の入札契約に関する状況・・・・・・・・資料4、5

6 閉 会

【今後の会議予定】

	日時・場所	内 容
第2回	令和2年5月19日（火）午前9時から 第一庁舎4階 会議室 141	論点の整理・提示 論点について協議
第3回	令和2年6月2日（火）午前10時から 第一庁舎5階 会議室 151	論点について協議
第4回	令和2年6月24日（水）午後1時30分から 職員会館3階 大会議室	
第5回	令和2年7月16日（木）午後1時30分から 第一庁舎5階 会議室 151	協議、意見整理

長野市公契約条例検討委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属
学識経験者	三浦 正士 (ミウラ マサシ)	長野県立大学
	村上 晃 (ムラカミ アキラ)	長野県弁護士会
	杉山 逸人 (スギヤマ ハヤト)	長野県社会保険労務士会 北信支部
事業者団体 代表	伊藤 隆三 (イトウ リュウゾウ)	長野商工会議所 副会頭
	湯本 宜成 (ユモト タカノリ)	一般社団法人 長野市建設業協会 副会長
労働者団体 代表	中山 英治 (ナカヤマ エイジ)	長野建設産業労働組合 組合長
発注者代表 (長野市)	倉島 明 (クラシマ アキラ)	長野市総務部長
	小林 正明 (コバヤシ マサアキ)	長野市建設部長

長野市公契約条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1 市が行う契約（以下「公契約」という。）がより適正に行われること、公契約に基づく工事、業務委託等に係る労働者の適正な労働環境が確保されること等を目的とした、公契約に係る市及び事業者の責務等について定める条例の制定を検討するに当たり、専門的な見地からの意見を求めるため、長野市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公契約に係る条例の必要性、方向性及び実効性に関すること。
- (2) 公契約に係る条例を制定する場合における条例に規定する内容に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 総務部長の職にある者
- (4) 建設部長の職にある者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、第2に規定する協議が完了するまでとする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が進行する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、財政部契約課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公契約条例の概念

これまで全国の約 60 の自治体で、「〇〇公契約条例」、「〇〇公共調達基本条例」、「〇〇公契約基本条例」、「〇〇契約条例」などの名称で、自治体が発注する建設工事や業務委託などの契約に関する条例を制定していますが、本委員会では、これらを「公契約条例」と総称して検討を始めます。

公契約条例とは、「公契約の内容の適正化を図るためのもの」です。そして、「公契約」、「内容の適正化」、「適正化をどう担保するか」をどう捉えるかでその条例の特徴が現れます。

また、次ページのとおり、独自の賃金規定を設けるかどうかで【賃金型】と【理念型】の 2 つに大別されています。

1 「公契約」の捉え方（例）

- (1) 自治体が発注するすべての契約に指定管理者と市とが締結する公の施設の管理に関する協定を加えたもの
- (2) 自治体が発注するすべての契約のうち特定の業務区分の契約
- (3) (2)のうち一定金額以上のもの

2 「内容の適正化」の捉え方（例）

- (1) 主に発注者に関わること
 - ア 入札等の公平性、透明性、競争性が確保されていること
 - イ 多用な入札制度が設定され運用されていること
 - ウ 市内の事業者への配慮がなされていること
 - エ 必要な経費が賄え、事業者の事業継続が図れる設計金額であること
 - オ 適正な品質が確保できる工期（委託期間、納期）が設定されていること
- (2) 主に受注者に関わること
 - ア 労働者の賃金水準が適正であること
 - イ 労働者の労働時間が適正であること
 - ウ 労働者の安全等が図られていること
 - エ 仕様書等に沿った品質であること
 - オ 設定された履行期間（納期）で完了（納入）されること

3 適正化をどう担保するか（例）

- (1) 事業者から労働環境等の報告を求める仕組み
- (2) 条例違反に対する市の措置
- (3) 労働者からの申出制度
- (4) 第三者組織の設置
- (5) 担保する規定を作らない(理念のみを規定した条例)

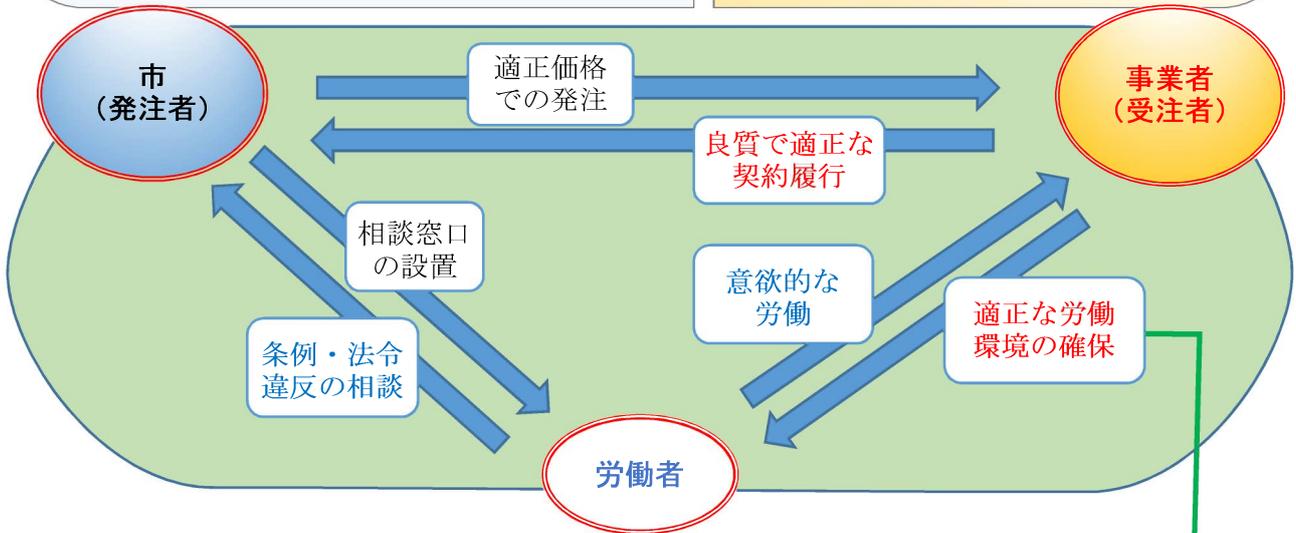
公契約条例のイメージ

★市（発注者）の責務

- ・関係法令に基づき、入札・契約に関する各種施策の実施
- ・市内事業者の受注機会の確保
- ・適正な予定価格や工期設定による品質の確保
- ・競争環境に応じた入札方法を選択・実施 等

★事業者（受注者）の責務

- ・関係法令の順守、労働環境の向上と適正な履行
- ・適正価格による受注と市の公契約施策への協力
- ・下請契約の相手先との対等同意による適正な契約締結 等



【条例の適用範囲：他市参考】

- ・すべての契約及び指定管理者との協定：郡山市
- ・工事、製造その他の請負及び業務委託契約：秋田市
- ・工事、製造その他の請負及び業務委託契約のうち一定金額以上のもの：野田市

「適正な労働環境の確保」に関し、独自の賃金規定を設ける【賃金型】条例と設けない【理念型】条例に大別される。

★実効性を高めるための施策等

◎受注者に対し

- ◆「労働環境報告書(※)」の提出義務付け

※契約案件に係る法令の順守状況や労働賃金額等を報告するもの

◎労働者に対し

- ◆労働環境等に関する労働者からの相談窓口を設置

【労働環境の報告を求める範囲

：他市参考】

- ・5千万円以上の工事：秋田市
- ・1億円以上の工事、1千万円以上の清掃等業務委託契約：郡山市

公契約条例の必要性

1 担い手3法の一体的改正と公契約条例の関係

国は平成26年に、建設業の担い手の中長期的な育成・確保などの観点から、品確法、建設業法、入契法のいわゆる担い手3法（※）を一体的に改正し、これを受けて本市でも、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化などに取り組んできた。

さらに、建設業を取り巻く状況には、相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての期待、働き方改革促進による長時間労働の是正、情報通信技術の活用等による生産性の向上などの新たな課題に対応するための「新・担い手3法」が令和元年6月に成立し、大部分の施行は、令和2年10月とされている。

特に今回の改正の柱の一つ「建設業の働き方改革の促進」では、工事を要しない日を契約書面に明記することや工期の変更を適切に行うことなどの「工期の適正化」、予算の次年度への繰越や次年度以降の債務を約束して契約する債務負担行為などを活用する「施工時期の平準化の推進」、下請代金の支払いのうち労務費相当分は現金で支払う配慮を元請人に義務付ける「下請代金の支払」などが盛り込まれ、具体的な取り組みが求められている。

一方、他市の例による公契約条例は、発注者及び受注者等の責務を明らかにし、適正な労働環境の確保や事業者の健全な発展などを目指すものとなっている。

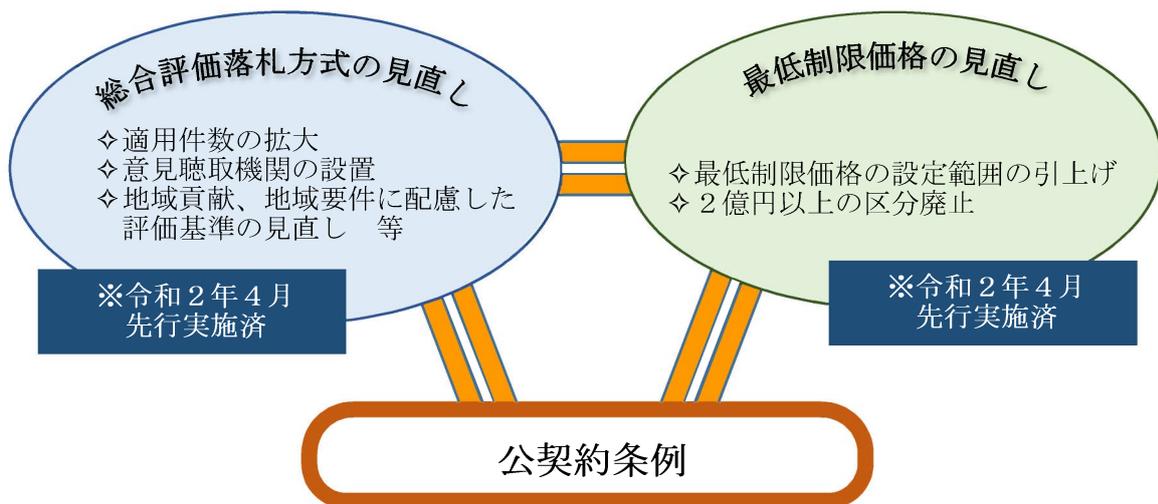
こうした状況も踏まえて、本市としても公契約条例の制定を通して理念を明確にし、取り組む必要性が高まってきている。

- ※ 担い手3法
- ・品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・建設業法
- ・入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

2 本市の入札・契約制度の見直しと公契約条例の関係

本市では、令和元年度において2つの入札・契約制度の見直しを進めてきた。総合評価落札方式は、地域事業者の受注機会の拡大、人材の育成・確保などの観点から、価格以外の評価基準の見直しを行い、適用する件数を拡大し、価格・品質に優れた公共工事を目指している。また、最低制限価格の見直しでは、国や県の動向を踏まえ適正な品質確保、企業の適正な利潤の確保による適正な労働賃金の支払い、担い手の確保・育成、受注者の労働環境の向上などの観点から、本市が発注する契約の適正化を図るため、引き上げを行った。

公契約条例は、これら2つの制度の実効性を高めることにつながり、事業者の健全な発展や地域の活性化に資する互いの相乗効果に期待し一体的に検討を進めてきた。

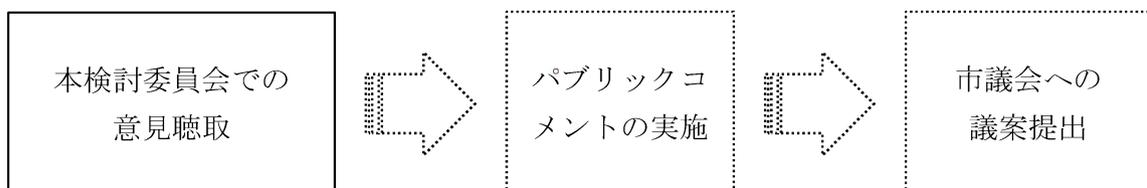


3 公契約条例に関する本市の考え方

これまで、市議会での質問に対する答弁などで述べてきた公契約条例に関する本市の考えは、次のとおりである。

- 賃金など労働条件に関する事項は、最低賃金法などの関係法令に基づいて運用されており、事業者が雇用する労働者の賃金等は、関係法令の範囲内において事業者の裁量により決定すべきであるため、一定水準以上の賃金の支払いを義務付けるいわゆる「賃金型」の条例を制定することは困難と考えている。
- しかし、市内事業者の健全な発展や市内経済の活性化を図ることは重要であり、そのためには、事業者が適正な価格で受注し、労働者へ適正な対価が支払われるなど労働環境が向上し、事業者の安定的な経営と事業の継続性が高まっていく必要がある。
- 他市の制定状況の調査や1及び2を踏まえ、公契約の適正化を総合的に推進していくために公契約条例の有効性が認められるため、本市は、基本理念や市及び事業者などの責務を明らかにし、それぞれの役割を果たしながら基本理念の実現を目指す条例について検討を行うこととした。

4 今後の流れ



公契約条例制定状況一覧(2020年4月1日現在)

【県】

長野市公契約条例検討委員会資料

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
1	山形県	山形県公共調達基本条例	県	1,122,957	2008.07.18	2008.07.18	×
2	長野県	長野県の契約に関する条例	県	2,099,759	2014.03.20	2014.04.01	×
3	奈良県	奈良県公契約条例	県	1,365,008	2014.07.10	2015.04.01	×
4	岐阜県	岐阜県公契約条例	県	2,032,533	2015.03.24	2015.04.01	×
5	岩手県	県が締結する契約に関する条例	県	1,279,814	2015.03.27	2016.04.01	×
6	愛知県	愛知県公契約条例	県	7,484,094	2016.03.29	2016.04.01	×
7	沖縄県	沖縄県の契約に関する条例	県	971,772	2018.03.30	2018.04.01	×
		条例制定県	7県	賃金条項あり	0		
				賃金条項なし	7		

【中核市】

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
8	群馬県前橋市	前橋市公契約基本条例	中核市	336,199	2013.03.29	2013.10.01	×
9	秋田県秋田市	秋田市公契約基本条例	中核市	315,374	2013.03.21	2014.04.01	×
10	高知県高知市	高知市公共調達条例	中核市	337,360	2014.10.01	2015.10.01	○
11	愛知県豊橋市	豊橋市公契約条例	中核市	374,483	2015.12.17	2016.04.01	○
12	兵庫県尼崎市	尼崎市公共調達基本条例	中核市	452,571	2016.10.21	2016.10.21	×
13	北海道旭川市	旭川市における公契約の基本を定める条例	中核市	339,797	2016.12.13	2016.12.13	×
14	福島県郡山市	郡山市公契約条例	中核市	335,608	2016.12.16	2017.04.01	×
15	埼玉県越谷市	越谷市公契約条例	中核市	337,562	2016.12.22	2017.04.01	○
16	愛知県岡崎市	岡崎市公契約条例	中核市	381,051	2019.12.23	2020.04.01	×
17	岐阜県岐阜市	岐阜市公契約条例	中核市	406,735	2020.03.30	2020.04.01	×
		条例制定市	10市	賃金条項あり	3		
				賃金条項なし	7		

〈裏面へ〉

【その他】

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
18	千葉県野田市	野田市公契約条例	一般市	153,609	2009.09.30	2010.02.01	○
19	東京都江戸川区	江戸川区公共調達基本条例	特別区	680,305	2010.03.31	2010.04.01	×
20	神奈川県川崎市	川崎市契約条例	政令市	1,475,300	2010.12.21	2011.04.01	○
21	東京都多摩市	多摩市公契約条例	一般市	146,627	2011.12.22	2011.12.22	○
22	神奈川県相模原市	相模原市公契約条例	政令市	720,914	2011.12.26	2012.04.01	○
23	東京都渋谷区	渋谷区公契約条例	特別区	224,815	2012.06.22	2013.01.01	○
24	東京都国分寺市	国分寺市公共調達条例	一般市	122,701	2012.06.28	2012.12.01	○
25	神奈川県厚木市	厚木市公契約条例	施行時特別市	225,503	2012.12.25	2013.04.01	○
26	東京都足立区	足立区公契約条例	特別区	671,108	2013.09.30	2014.04.01	○
27	福岡県直方市	直方市公契約条例	一般市	57,180	2013.12.20	2014.04.01	○
28	東京都千代田区	千代田区公契約条例	特別区	58,344	2014.03.20	2014.10.01	○
29	兵庫県三木市	三木市公契約条例	一般市	77,310	2014.03.31	2014.07.01	○
30	埼玉県草加市	草加市公契約基本条例	一般市	247,076	2014.09.17	2015.04.01	○
31	東京都世田谷区	世田谷区公契約条例	特別区	900,391	2014.09.30	2015.04.01	○
32	三重県四日市市	四日市市公契約条例	施行時特別市	311,089	2014.10.06	2015.01.01	×
33	奈良県大和郡山市	大和郡山市公契約条例	一般市	87,180	2014.12.18	2015.04.01	×
34	千葉県我孫子市	我孫子市公契約条例	一般市	131,653	2015.03.24	2015.04.01	○
35	兵庫県加西市	加西市公契約条例	一般市	44,352	2015.03.25	2015.04.01	○
36	兵庫県加東市	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	一般市	40,332	2015.07.01	2015.07.01	○
37	京都府京都市	京都市公契約条例	政令市	1,474,570	2015.11.11	2015.11.11	×
38	岐阜県大垣市	大垣市公契約条例	一般市	159,927	2016.03.24	2016.04.01	×
39	石川県加賀市	加賀市公契約条例	一般市	67,235	2016.03.22	2016.07.01	×
40	香川県丸亀市	丸亀市公共調達基本条例	一般市	110,063	2016.03.29	2016.04.01	×
41	愛知県碧南市	碧南市公契約条例	一般市	71,362	2017.03.25	2017.07.01	×
42	和歌山県湯浅町	湯浅町における公契約の基本を定める条例	町	12,200	2017.03.30	2017.03.30	×
43	東京都目黒区	目黒区公契約条例	特別区	277,622	2017.12.07	2018.10.01	○
44	岩手県花巻市	花巻市公契約条例	一般市	97,702	2017.12.07	2018.04.01	×
45	愛知県尾張旭市	尾張旭市公契約条例	一般市	80,787	2017.12.25	2018.04.01	×
46	秋田県由利本荘市	由利本荘市公契約基本条例	一般市	79,927	2017.12.22	2018.04.01	×
47	三重県津市	津市公契約条例	一般市	279,886	2017.12.21	2018.04.01	×
48	岐阜県高山市	高山市公契約条例	一般市	89,182	2017.12.25	2018.04.01	×
49	京都府向日市	向日市公共調達基本条例	一般市	53,380	2018.03.23	2018.04.01	×
50	愛知県大府市	大府市公契約基本条例	一般市	89,157	2018.03.27	2018.04.01	×
51	東京都日野市	日野市公契約条例	一般市	186,283	2018.03.31	2018.10.01	○
52	愛知県豊川市	豊川市公契約条例	一般市	182,436	2018.09.27	2019.02.01	○
53	愛知県田原市	田原市公契約条例	一般市	62,364	2018.12.20	2019.04.01	×
54	岩手県北上市	北上市公契約条例	一般市	93,511	2018.12.21	2019.04.01	×
55	広島県庄原市	庄原市における公契約の基本を定める条例	一般市	37,000	2018.12.28	2019.04.01	×
56	兵庫県丹波篠山市	篠山市公契約条例	一般市	41,490	2018.12.26	2018.12.26	×
57	東京都新宿区	新宿区公契約条例	特別区	333,560	2019.06.21	2019.10.01	○

※愛知地方自治研究センターで2019.5.30に公表されたデータに、No.16岡崎市、No.17岐阜市No.57新宿区を長野市で追加したもの

	長野県(理念型)	岡崎市(理念型)	郡山市(理念型)	越谷市(賃金型)
名称	長野県の契約に関する条例	岡崎市公契約条例	郡山市公契約条例	越谷市公契約条例
目的	県の契約に関し、基本理念を定め、並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図る。	公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者等の責務を明らかにすることにより、事業者等の安定した経営環境及び公契約の履行に係る業務に従事する者の適正な労働条件を確保するとともに、市民に提供されるサービスの充実及び品質の確保並びに事業者の社会的責任としての取組を評価することによる社会的な価値の実現を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与する。	公契約に係る基本的な事項を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。	公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与する。
公契約の範囲	県を当事者の一方とする契約で県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し県が対価の支払をすべきもの。	(1)市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で市が給付に対して対価の支払をすべきもの。 (2)指定管理者との間で締結する公の施設の管理に関する協定	市が発注する工事または製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定。	(1)市が発注する工事、製造その他の請負契約 (2)指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により締結する協定
事業者の範囲	設定なし	(1)市と公契約を締結する者 (2)下請負者(市以外の者から公契約業務の一部を受注する者)	(1)市と公契約を締結する者又はしようとする者 (2)事業関係者 ア 下請、再委託その他、市以外の者から公契約業務の一部を受託する者 イ 事業者又はアに掲げる者へ公契約業務に従事する労働者の派遣又は供給を行う者	【受注者】市と公契約を締結する者 【受注関係者】 (1)公契約業務の一部を請け負う者 (2)受注者又は(1)に掲げる者に公契約業務に従事する労働者を派遣する者
労働者の範囲	設定なし	(1)労働基準法第9条に規定する労働者で、事業者等に雇用され、公契約業務に従事する者 (2)自らが提供する労務の対価を得るために、事業者等との請負契約により公契約業務に従事する者	(1)公契約業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 (2)自らが提供する労働の対価を得るため、事業者などから公契約業務を受託する者	(1)受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 (2)受注者又は受注関係者との請負契約により公契約業務に従事する者
基本方針・理念	(1)地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性、競争の公正性が確保されること、談合その他の不正行為の排除の徹底により契約の適正化が図られなければならない。 (2)県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での契約締結の防止及び価格以外の多様な要素も考慮して総合的に優れた内容としなければならない。 (3)契約による支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、次の事項に配慮しなければならない。 ア 地域における雇用の確保 イ 県産品の利用 ウ 県内の中小企業者の受注機会の確保 エ 県民が安全で安心して暮らすための活動を行う事業者の育成に資する オ 事業者の有する専門的な技術の継承 (4)社会的な責任を果たす事業者の育成に資するよう、次の事項に配慮しなければならない。 ア 労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されている イ 環境に配慮した事業活動を行っている。 ウ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っている エ 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っている	(1)公契約の過程での透明性及び競争の公平性の確保、不正行為の排除の徹底による公契約の適正化がはからなければならない。 (2)適正な履行が通常見込まれない金額での契約締結を防止するとともに、市民サービスの充実と品質の確保が図られるよう、最低制限価格制度と低入札価格調査制度の活用により、事業者決定等の事務が適切に行われなければならない。 (3)直近の労務単価及び及び資材の取引価格を反映した積算並びに直近かつ複数の見積徴取による適正な予定価格の設定が行われなければならない。 (4)経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮することで、環境の保全その他社会的な価値の実現が図られるよう、総合評価一般競争入札と総合評価指名競争入札が適切に活用されなければならない。 (5)労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られなければならない。 (6)地域経済の活性化、育成及び健全な発展のため、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注機会の確保に努めなければならない。	(1)公正性、透明性及び競争性を確保すること。 (2)契約内容の適正な履行及び調達するものの品質の確保並びに不正行為の排除に資すること。 (3)労働者等の適正な労働環境を確保すること。 (4)市内中小企業の育成及び活用を資すること。 (5)社会的価値の向上に資すること。	(1)法令遵守の徹底を図り、公契約の締結過程及び内容の透明性を確保し、公平かつ公正な競争を促進し、市民の理解及び信頼を得よう努める。 (2)品質、価格及び履行の適正を確保し、良質な市民サービスの提供に努める。 (3)労働者等の適正な労働条件の確保に配慮するとともに、本市における雇用の促進及び安定に努める。 (4)予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会の増大を図るとともに、防災及び災害復旧活動をはじめとする地域社会の維持・発展・社会的価値の向上に貢献する事業者を適正に評価し、将来にわたる公契約の担い手の育成及び確保に寄与する。 (5)談合その他の不正行為の排除の徹底

	長野県(理念型)	岡崎市(理念型)	郡山市(理念型)	越谷市(賃金型)
労働者の賃金	基本理念(4)アに記載	なし	なし	<p>(1)市長は、毎年、公契約の種類ごとに、支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を定める。(最低賃金法7条の適用を受ける者、現場代理人、監理技術者及び主任技術者、業務に従事する時間が1月当たり30分未満の者を除く)</p> <p>ア 市が発注する工事の請負契約のうち予定価格が5,000万円以上の契約⇒対象請負契約に係る業務に従事する労働者等(公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する者に限る)</p> <p>【労働の対価】対象請負契約の賃金のうち、設計労務単価を構成する基本給相当額、基準内手当、臨時的給与又は実物給与のいずれか又は対象請負契約の業務のために締結した請負契約の請負代金</p> <p>イ 市が発注する業務の委託に関する契約及び指定管理協定のうち予定価格が1,000万円以上の建物清掃ほか12業務及び指定管理協定⇒対象委託契約に係る業務に従事する労働者等</p> <p>【労働の対価】対象委託契約業務の賃金のうち、最低賃金法第4条第3項の賃金を除いたもの。</p> <p>(2)労働報酬下限額は、対象請負契約、対象委託契約の種類又は内容に応じて、次に掲げる額等を勘案</p> <p>ア 設計労務単価 イ 最低賃金法に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額 ウ 生活保護法に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額</p> <p>(3)労働報酬下限額を定めようとする場合は、越谷市労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(4)労働の対価が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制で定められている労働者等の労働報酬下限額の適用は、最低賃金法施行規則第2条の規定を準用する。</p>
市・県の責務	予算の適正な使用に留意しつつ、基本理念にのっとり、契約が確実に履行されるために必要な措置を講ずる。	基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進する。	<p>規則で定める関係法令に基づき、公契約に関する施策を実施するとともに、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1)公契約の適正な履行及び品質の確保のための施策を総合的に推進する。</p> <p>(2)予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内の中小企業の受注機会の確保に努める。</p> <p>(3)労務及び資材等の取引価格等を的確に反映した積算に基づき、予定価格を適正に定めるとともに、契約の規模、履行の難易、地域の実情等を踏まえた適切な履行期間を設定する。</p> <p>(4)公正な競争を促進させるとともに、適正な入札及び契約の方法を選択する。</p> <p>(5)公契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書を見直す必要が生じた場合で、契約金額又は履行期間に変動が生じるときは、契約の相手方と当該契約金額又は履行期間を変更する契約を締結する。</p> <p>(6)公契約からの不正行為の排除を徹底するとともに、市民に対し公契約が適正に行われていることを明らかにするため、公契約に関する情報の公表に努める。</p>	<p>(1)基本方針にのっとり、公契約に係る施策を講じなければならない。</p> <p>(2)公契約の品質、価格及び履行の適正を確保するため、取引の実例価格等を考慮した適正な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格の算出に努めなければならない。</p>

	長野県(理念型)	岡崎市(理念型)	郡山市(理念型)	越谷市(賃金型)
事業者等の責務	(1) 契約の履行が県民の福祉の増進に資することを自覚し、確実に履行しなければならない。 (2) 契約締結に当たり、基本理念(3)、(4)の事項に配慮されていることに留意して契約の履行をしなければならない。	(1) 公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。 (2) 基本方針が実現されるよう、市が実施する公契約に関する取組に協力し、自らその実現に努めなければならない。 (3) 下請負者の選定又は資材の調達に当たっては、市内の者を活用することに努め、下請負者との適正な契約を締結し、適切な下請代金の支払、労働環境の整備及び建設工事に係る安全対策の徹底により、公契約業務に係る品質向上に取り組まなければならない。 (4) 下請負者に対して条例の趣旨を説明して理解を得る。また法令を遵守し、誠実に公契約業務を行わせるように努めなければならない。	(1) 規則で定める関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境の確保に努めるとともに、基本理念にのっとり公契約の適正な履行に努めなければならない。 (2) 適正な価格による契約を締結しなければならない。 (3) 本条例の目的を達成するため、市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 (4) 公契約に係る業務の一部を他の者に受託させる契約を締結しようとするときは、相手方に本条例を説明し、理解を得た上で相手方と対等な立場で合意に基づいた公正な契約を締結しなければならない。 (5) (4)の相手方を選定するとき、又は資材を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めなければならない。 (6) 情報通信機器等を活用し、自らの事業又は事務所の係る労働環境の情報を公開するよう努めなければならない。	(1) 公契約を締結する社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、公契約を誠実かつ適正に履行しなければならない。 (2) 労働者等の適正な労働条件及び労働環境の確保に努めるとともに、社会的価値の向上に配慮しなければならない。 (3) 地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、業務の一部を第三者に発注する場合は、市内に事業所等がある者の使用に努めるとともに、市内に住所を有する労働者等の雇用機会に配慮しなければならない。 (4) 継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、業務に従事する労働者の雇用の安定並びに業務の質の維持、継続性の確保に配慮し、契約締結前から業務に従事していた労働者のうち希望する者については、特段の事情がない限り雇用するよう努めなければならない。 (5) 市が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。 (6) 対象契約において、受注者に雇用される者に労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならない。また、受注関係者が労働者に支払った対価が労働報酬下限額を下回った場合は、差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。 (7) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、事業主として加入していなければならない。 (8) 受注関係者の社会保険の加入状況を確認し、加入していない場合は指導、助言を行う。 (9) 対象請負契約の受注者は、標準見積書の参照等により必要な法定福利費を把握し、受注関係者との適正な契約締結に努めなければならない。 (10) 受注関係者との契約において、受注関係者が、規則の規定を遵守すること及び市長からの協力の求めに応じるよう努めることを定める。
市民・県民の協力	なし	なし	市が実施する公契約に関する施策が、地域経済の健全な発展及び市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを理解し、協力する。	なし
労働者への周知	なし	(1) 事業者が労働環境の確認についての書類を公契約が行われる場所に掲示又は書面で交付 (2) 市長等は、事業者等と協力し、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会を開催するよう努める。	(1) 事業者が、次の事項を作業所に掲示又は書面を交付 ア 条例が適用される公契約の名称 イ 事業者等の責務及び関係法令条項 ウ 労働者が申出する連絡先 (2) 市は、申出対象労働者からの申出又は申出の相談に応じる窓口を設置する。	受注者は、下記を記載した書面を作業場に掲示又は交付する。 (1) 条例が適用される労働者等の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 労働者が申出をする申出先 (4) 労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負の契約解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。
報告・確認・申出	なし	(1) 市長等は、下記報告対象の公契約及び企業管理規定で定める公契約の事業者等に対し、労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを確認するために、必要な措置を講ずる。 (2) 事業者等及び指定管理者は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、報告書を市に提出する。 (下請負者も) 報告対象: ア 予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約 イ 予定価格1,000万円以上の次に掲げる業務委託 ① 市の事務又は庁舎等の清掃業務 ② 庁舎等の警備業務 ③ 庁舎等の受付、案内業務 ④ 樹木等管理業務 ウ 指定管理者との公契約は、収支予算書の支出額が1年当たり1億5,000万円以上で、下請負者含む。 (3) 市は、報告書の写しを工事場所等に掲示する。 (4) 労働者は、報告書の内容に疑義があるときは申出書を提出することができる。	(1) 事業者は、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組について必要な報告を行わなければならない。(事業者関係者がいた場合も同様) 報告対象: ア 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約 イ 予定価格が1千万以上で下記の委託契約 ① 施設警備② 施設清掃③ 施設の受付又は案内④ 学校給食の調理⑤ 学校用務員 ウ 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定 (2) 労働者等(労働者等であった者を含む)は、事業者等が規則で定める関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長等に申し出ることができる。 申出ができる範囲: ア 予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負契約 イ 予定価格が50万円を超える下記の委託契約 ① 施設警備② 施設清掃③ 施設の受付又は案内④ 学校給食の調理⑤ 学校用務員 ウ 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定	(1) 受注者 ア 対象契約(労働報酬下限額を定める契約)について、責務及び対象契約によって定める事項の履行状況を等を市長に報告する。 イ 市長からの資料の提出の求め又は立ち入り検査に応じる。 (2) 労働者等は、支払われるべき労働の対価が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実申出をすることができる。

	長野県(理念型)	岡崎市(理念型)	郡山市(理念型)	越谷市(賃金型)
受注者に対する報告及び立ち入り検査	なし	市は、報告書の内容に疑義があった場合又は労働者から疑義の申し出を受け、確認する必要がある場合には、事業者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票を作成する。	(1)市長等は、事業者からの報告の内容を確認するために必要と認めるときは、事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。 (2)市長等は、労働者等からの申し出があった場合は、事業者等に対し労働環境の報告を求めることができる。報告内容を確認する必要があるときは、事業者等に対し資料の提出を求め又は質問をすることができる。	(1)市長は、労働者等から申出があったときや条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要なときは、受注者に必要な報告や資料の提出を求め、又職員に事業所に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。 (2)市長は、報告、資料の提出又は立ち入り調査の結果、必要なときは、受注関係者に対し報告又は資料の提出を求め、又は事業所に立ち入り調査をさせることについて協力を求めることができる。 (3)(1)、(2)の立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
是正命令と是正報告	なし	(1)市は、事業者等に労働環境の改善が必要と判断した場合は、労働環境改善通知書により事業者等へ通知する。 (2)事業者等は、(1)の通知を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容を労働環境改善報告書により速やかに報告する。	(1)市長等は、労働環境の確認をした結果、労働環境が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるときは、事業者等に対し、改善を求める。 (2)事業者等は、改善を求められたときは速やかに労働環境を改善し、改善内容について市長等へ報告を行わなければならない。 (3)市長等は、(2)の事業者からの報告の内容を確認するために必要と認めるときは、事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。	(1)市長は、報告や資料の提出又は立ち入り調査の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認めるときは、違反を是正するための措置を講ずるよう、受注者に求める。 (2)受注者は、市長から是正要求があった場合は、速やかに措置を講ずるとともに、市長に期限までに報告する。
公契約の解除・公表等	なし	市は、事業者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思慮された場合は、岡崎労働基準監督署に通報する。	(1)市長等は、次のいずれかに該当するときは、関係機関への通報、当該契約の解除、指名の停止等必要な措置を行うことができる。 ア 労働者の労働環境を確保するための取組の報告又は労働環境改善の報告がないとき。 イ 事業者等が、労働環境を確保するための取組に関する資料の提出の求め等に応じないとき。 ウ 報告された改善内容では指導に対する改善が図られないと認めるとき。 エ 報告又は資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき。 (2)市は、事業者等が次のいずれかに該当するときは、関係機関へ通報を行うことができる。 ア 労働者からの申出に対し、事業者からの労働環境についての報告がないとき。 イ 事業者等が資料の提出の求めに応じないとき。 ウ 労働環境の確認をした結果、規則で定める関係法令に違反する疑いがあるとき。 エ 報告又は回答に虚偽があったとき	(1)市長は、受注者が下記のいずれかに該当する場合は、公表することができる。 ア 報告、資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は立ち入り調査を拒み、妨げ、忌避した場合。 イ 是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。 (2)市長は、(1)に該当する場合、指名停止措置を行うことができる。
不利益取扱いの禁止	なし	事業者等は、労働者から申出の提出があった場合は、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	事業者等は、労働者が申出したことを理由として、労働者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。	受注者は、労働者からの申出に誠実に対応するとともに、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。
審議会等の設置	契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため、長野県契約審議会を設置する。 委員は12人以内、任期3年	公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、学識経験を有する者、事業者等その他関係団体と協議の場を設ける。	条例の適切な運用のため公契約審議会を置く。 (1)条例の施行の状況に関すること。 (2)条例の目的を達成するための施策に関すること。 (3)その他市長が必要と認めた事項 委員は8人以内、任期2年	労働報酬下限額等を調査審議するため、労働報酬等審議会を設置する。 委員6人以内、任期2年
施行	平成26年4月1日	令和2年4月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日

※別取組方針あり

※別に規則、要綱あり

※別に規則あり

※別に規則あり

長野市における契約方法等

業務区分 契約方法	工事	工事関連委託	物品購入	印刷製本	一般業務委託
随意契約（見積1者）	70万円以下、または金額に関らず正当な理由があるもの	50万円以下、または金額に関らず正当な理由があるもの	1万円未満、または金額に関らず正当な理由があるもの	金額に関らず正当な理由があるもの	金額に関らず正当な理由があるもの
随意契約（見積複数者）	70万円を超え 130万円以下	—	1万円以上 80万円以下	130万円以下	50万円以下
指名競争入札	130万円を超え 1,000万円未満	50万円を超える	（公募型） 80万円を超え 2,000万円未満	（公募型） 130万円を超え 2,000万円未満	（公募型） 50万円を超え 1,000万円未満
事後審査型一般競争入札	1,000万円以上で、 工種により 1、3、5億円未満	—	—	—	—
条件付一般競争入札 （カッコ内 要議決）	工種により 1、3、5億円以上 （1.5億円以上）	—	2,000万円以上 （2,000万円以上）	2,000万円以上 （1.5億円以上）	1000万円以上
おもな業務内容	土木工事 建築工事 舗装工事 ほか	測量コンサルタント 建設コンサルタント ほか	事務用品 日用品 消防車 厨房機器ほか	冊子 パンフレット 帳票 ほか	清掃、施設管理業務 植栽管理 イベント企画・実施 各種調査ほか

資料 5

平成 30 年度における契約件数（累積）（参考資料）

業務区分ごと 契約金額区分		工事		工事委託		物品		業務委託		全体	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
	5 億以上	2	0.1%	0	0.0%	1	0.0%	4	0.1%	7	0.1%
	1 億以上	28	0.8%	1	0.2%	1	0.0%	9	0.3%	39	0.4%
	5,000 万以上	88	2.4%	1	0.2%	1	0.0%	20	0.7%	110	1.1%
	2,000 万以上	192	5.2%	10	2.4%	7	0.2%	55	1.9%	264	2.7%
	1,000 万以上	315	8.6%	24	5.8%	14	0.5%	98	3.4%	451	4.6%
	500 万以上	502	13.6%	49	11.8%	33	1.2%	174	6.0%	758	7.7%
	100 万以上	1,027	27.9%	88	21.3%	124	4.4%	498	17.1%	1,737	17.7%
	50 万以上	2,299	62.5%	106	25.6%	267	9.5%	814	27.9%	3,486	35.5%
	0 以上(総計)	3,678	100.0%	414	100.0%	2,810	100.0%	2,915	100.0%	9,817	100.0%

(注意) ・ この資料は、1 年間のおよその契約件数と傾向をつかむためのものであり完全なものではありません。

・ 財務会計システムから機械的に吸い上げたデータであり、捕捉できていない案件も多くあります。